

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から47年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月から47年6月まで

以前住んでいた市から転出する際にもらった国民年金保険料の納付状況を示した文書では、昭和45年1月から同年3月までの期間及び申立期間の国民年金保険料が未納となっていたため、54年の夏に、転入した市で未納分をまとめて納付した。昭和45年1月から同年3月までの国民年金保険料は納付済みとなっているにもかかわらず、申立期間の保険料のみが未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したと主張する時期は、第3回目の特例納付が実施されていた時期であり、納付したとする金額も申立てに係る未納分を一括して納付した場合の金額とおおむね一致している。

また、申立人の昭和45年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、申立人が転出した市が保管する国民年金被保険者名簿、転入した市が保管する国民年金手帳検認簿及び申立人が所持する国民年金手帳によれば、現年度納付されていないものと推認されるにもかかわらず、特殊台帳では現年度納付された記録になっているとともに、申立期間当時、申立人は国民年金の任意加入対象者であるにもかかわらず、強制加入者として記録されているなど、行政側の記録管理に不適切な点が認められる。

さらに、申立人は、申立期間以後の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

加えて、申立人の申立期間当時の国民年金被保険者資格については、昭和57年ごろに強制加入から任意加入に訂正されたものと推認されるものの、申立期間の国民年金保険料相当額が還付された事実は認められないことから、長期間国庫歳入金として扱われていたものと考えるのが相当である。

申立期間の国民年金保険料相当額を収納しておきながら、申立期間が任意加入期間であることを理由として、保険料の納付を認めないのは信義則に反することなどの事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 1 月から平成 2 年 2 月まで

国民年金に加入した時期は憶えていないが、父親が加入手続きをしてくれた。

国民年金保険料の納付方法も定かではないが、昭和 53 年に結婚した後は、父親が父親名義の預金口座から申立期間に係る私たち夫婦二人分の保険料を一緒に納付してくれていたと思う。私と妻の納付記録が一致していない期間もあり、未納とされていることに納得できない。

毎年、確定申告書に社会料保険料控除として夫婦二人分の国民年金保険料の金額を計上していたので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が居住する市が保管する国民年金保険料収納月計表によれば、国民年金保険料の納付日が確認できる申立期間前の昭和 53 年 4 月から 57 年 3 月までの期間に係る申立人の国民年金保険料の納付日は申立人の妻のそれと同じであることが確認できるとともに、社会保険庁のオンライン記録からも、申立期間直後の平成 2 年 3 月から 20 年 7 月までの期間に係る申立人夫婦の国民年金保険料もほぼ同一日に納付されていることが確認でき、申立人の父親が、申立人夫婦の国民年金保険料を一緒に納付していたと推認できるところ、申立期間のうち、昭和 58 年 1 月から同年 3 月までの期間については、申立人の妻の国民年金保険料は過年度納付されていることが確認でき、申立人の父親が申立人の妻の国民年金保険料のみを納付し、申立人の国民年金保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

一方、申立期間のうち、昭和 58 年 4 月から平成 2 年 2 月までの期間については、申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は当該期間に係る国

民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納付したとする父親は既に死亡しており、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、当該期間の国民年金保険料を父親名義の預金口座から口座振替で納付していたと思うと主張しているが、申立人が居住する市が保管する預金口座振替依頼書によると、申立人夫婦が申立人の父親名義の預金口座から国民年金保険料の口座振替納付の申込みを行ったのは、申立期間直後の平成2年3月であったことが確認でき、ほかに申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、当該期間は83か月と比較的長期間であるとともに、申立人の妻も未納とされている。

なお、税務署における確定申告書、調査等資料の保管は7年間とされており、申立期間に関連する資料、書類は保管されておらず、申立人の申立期間に係る確定申告書は確認できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち平成17年7月から18年3月までの期間の給与並びに16年12月、17年7月及び同年12月の賞与について、その主張する標準報酬月額（賞与については標準賞与額。以下同じ。）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、平成17年7月から18年3月までの期間の標準報酬月額に係る記録を20万円に、16年12月、17年7月及び同年12月の賞与に係る標準賞与額を、それぞれ17万5,000円、21万円及び22万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、平成16年12月及び17年7月から18年3月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年11月1日から18年4月1日まで

申立期間について、私が保管している給与支給明細書の保険料控除額を基に算定した標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が相違しているため、正しい標準報酬月額に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

給与支給明細書において確認できる保険料控除額から、平成16年12月（賞与）については17万5,000円、17年7月（賞与）については21万円、17年7月から18年3月までの期間については20万円、17年12月（賞与）については22万円として、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、事務上の誤りを認めており、また、給与支給明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が一致していないことから、事業主は給与支給明細書で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額（賞与額）を届け出ておらず、その結果、社会保険

事務所は当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、平成 15 年 11 月から 17 年 6 月まで（平成 16 年 12 月の賞与を除く。）の標準報酬月額については、申立人から提出された給与支給明細書において確認できる保険料控除額を基に算定した標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額は一致しており、当該期間の記録については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料は適切に事業主により給与から控除されていたことが確認できることから訂正する必要はない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年10月から42年9月までの期間及び46年4月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和40年10月から42年9月まで
② 昭和46年4月から48年3月まで

申立期間②に係る国民年金保険料の納付書・領収証書を所持しているが、社会保険庁は、この納付書・領収証書で納付された保険料は特例納付保険料であるため、未納期間の一番古い期間である昭和38年10月から40年9月までの保険料として記録している。

しかし、昭和38年10月から40年9月までの国民年金保険料については、当時居住していた区役所支所で納付しているはずなので、申立期間②について納付を認めるか、特例納付は古い未納期間から記録するならば申立期間①について納付を認めるか、いずれかの期間の保険料を納付済みとするべきである。

なお、昭和38年10月から40年9月までの国民年金保険料について、特例納付により納付した保険料であれば、オンライン記録では「K」の記号で表示されなければならないが、「A」で表示されているのは、特例納付以外の方法で納付をした証拠だと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間②の国民年金保険料を第2回目の特例納付実施期間中の昭和50年5月26日に納付したことを示す納付書・領収証書を所持しており、社会保険庁の記録により納付済みとされている38年10月から40年9月までの国民年金保険料は、別途、区役所支所で納付したはずであると主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、46年5月に払い出されており、申立人はこのころに初めて国民年金に加入したものと推認され、当該期間の国民年

金保険料は、申立人が国民年金に加入した時点では、特例納付によらなければ、時効により納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人が昭和 50 年ころに居住していた住所地を管轄する社会保険事務所が保管する「フソク 18 ジョウノウフチャリスト(昭和 50 年 8 月 12 日作成)」によれば、申立人は、昭和 50 年度に 24 か月分、2 万 1,600 円の国民年金保険料を特例納付し、当該保険料を 38 年 10 月から 40 年 9 月までの期間の保険料として記録されたことが確認でき、この記録は、申立人が所持する国民年金保険料の納付書・領収書の月数及び金額と一致しており、特例納付以外の方法により、申立期間の保険料を別途納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料を別途納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、昭和 38 年 10 月から 40 年 9 月までの期間の国民年金保険料がオンライン記録で「A」の記号で表示されていること、特例納付された保険料を未納となっている最も古い期間の保険料として充当したことを申立人に通知していないことなど、社会保険庁に不適切な事務処理が見受けられるが、このことのみをもって、当該期間の保険料が特例納付以外の方法により納付されたものと認めることはできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 7 月から同年 9 月まで
申立期間については、役場から町民税や国民健康保険料と一緒に国民年金保険料の納付通知を受け取った地区長が各戸を回ってこれらを集金しており、国民年金保険料だけが未納になることは考えられない。
申立期間後の昭和 45 年 10 月以降は、経済的な事情により国民年金保険料を過年度納付したが、申立期間については、毎月納付していたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関係資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が居住する町が保管する国民年金被保険者名簿及び特殊台帳によれば、申立人は、申立期間直後の昭和 45 年 10 月から 46 年 3 月までの期間の国民年金保険料を、47 年 11 月 30 日に過年度納付していることが確認でき、この時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間直前の昭和 45 年 6 月に長男を出産しており、このような生活状況の変化により、当時、申立期間の保険料が未納となった可能性がうかがわれる。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から平成 2 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から平成 2 年 2 月まで
昭和 53 年 3 月に結婚し、国民年金保険料の納付方法は定かではないが、申立期間の保険料は、義父名義の預金口座から夫婦二人分を納付していたと思う。
夫が毎年、確定申告書に社会料保険料控除として、夫婦二人分の国民年金保険料の金額を計上していたので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の義父が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は申立期間に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納付したとする義父は既に死亡しており、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を義父名義の預金口座から口座振替で納付していたと思うと主張しているが、申立人が居住する市が保管する預金口座振替依頼書によると、申立人夫婦が申立人の義父名義の預金口座から国民年金保険料の口座振替納付の申込みを行ったのは、申立期間直後の平成 2 年 3 月であったことが確認でき、ほかに申立人の義父が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間は 83 か月と比較的長期間である上、申立人の夫も未納とされている。

なお、税務署における確定申告書、調査等資料の保管は 7 年間とされており、申立期間に関連する資料、書類は保管されておらず、申立人の申立期間に係る確定申告書は確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年3月から27年3月まで
② 昭和27年6月から28年9月まで
③ 昭和31年11月から32年2月15日まで
④ 昭和43年3月7日から48年5月まで
⑤ 平成3年8月9日から5年12月1日まで

申立期間①においてはA事業所が所有するB丸に、申立期間②においてはC事業所が所有するD丸に、申立期間③及び申立期間④においてはE事業所が所有するF丸に、申立期間⑤においてはG事業所が所有するH丸に、それぞれ、乗船していた。

申立期間⑤に係る船員手帳を持っている以外に給与明細書等はないが、申立期間について、船員保険の被保険者として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、社会保険事務所が保管するA事業所に係る船員保険被保険者名簿の中に申立人の名前は無い上、申立期間当時、申立てに係る船舶に乗船していた機関長も申立人についての記憶が無く、申立人が同船舶に乗船していたことを確認することができない。
- 2 申立期間②については、社会保険事務所が保管する船舶所有者名簿の中にC事業所所有のD丸の名前は無く、当時申立人が一緒に乗船していたと記憶している機関長の記録が確認できるI事業所所有のJ丸に係る船員保険被保険者名簿の中に申立人の名前は無い上、一緒に乗船していたとする同僚2名についても同名簿の中に名前が無いことから、事業主が船員保険の加入手続をとっていない船員がいることが推認でき、申立人についても船員保険の加入手続がなされていなかった可能性がうかがわれる。

また、船舶所有者のI事業所は、昭和27年11月15日に全喪しており、同事業所は、申立期間のうち27年11月から28年9月までの期間については、船員保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

3 申立期間③及び申立期間④については、社会保険事務所が保管するE事業所の船員保険被保険者名簿の中に申立期間に係る申立人の氏名は無く、船員保険被保険者番号の欠番も無い上、事業主は、「申立人が在籍していた期間について、記憶違いをしているのではないか。」と証言しており、申立人が、これらの申立期間において勤務していたことを確認することができない。

また、申立人は、昭和46年1月に国民年金に加入し、43年3月から同年12月までの期間及び45年4月から48年8月までの期間の国民年金保険料を納付しており、申立期間④において、船員保険に加入していないことを認識していたものとみられる。

4 申立期間⑤のうち、平成3年8月9日から同年10月30日までの期間及び5年2月26日から同年5月21日までの期間について、申立人は、G事業所に係る船員手帳を保管していることから、当該期間に乗船していたことは確認できる。

しかしながら、当時乗船していた船長等4人の船員は申立人について記憶しておらず、当時の船長は、「当時、臨時の交替要員として船員の短期の雇入れがあり、それらの船員は、給料が安いこともあり、船員保険に加入していない人が何人もいた。」と証言しており、申立人も、申立期間において船員保険に加入していなかった可能性がうかがわれる。

また、申立人は、昭和63年12月14日から平成7年4月2日までの期間において、国民健康保険に加入していることが確認でき、申立期間に船員保険に加入していなかったことを認識していたものとみられる。

5 このほか、事業主による申立期間に係る申立人の船員保険料の控除を確認できる関連資料は無く、保険料控除についての申立人の記憶も明確ではない。

加えて、申立人の申立期間における船員保険料の控除について推認できる周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月から 31 年 2 月 20 日まで

昭和 29 年 4 月ころ A 事業所に入社し、当初はアイロンかけ等の雑用の仕事をしてしたが、途中からはミシンを使った縫製の仕事に変わった。

給与明細書等保険料の控除を証明するものは無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している仕事の内容が具体的である上、申立人が記憶する同僚の A 事業所における厚生年金保険の加入記録が確認できることから、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間当時、A 事業所に勤務していた従業員は、「雑用の仕事をしていた人は給料が低いことから厚生年金保険に加入していなかったかもしれない。」と証言しているとともに、別の従業員も、「A 事業所では、採用後すぐに厚生年金保険の加入手続を行っておらず、数か月の試用期間があった。」と証言しており、申立人についても厚生年金保険の加入手続がなされていなかった可能性がうかがわれる。

また、社会保険事務所が保管する A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の中に申立人の記録は無く、同名簿の健康保険被保険者番号に欠番も無い。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人から聴取しても保険料控除についての記憶は明確ではない。

このほか、申立人の厚生年金保険料の控除を推認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 11 月 10 日から 41 年 4 月 1 日まで
② 昭和 41 年 5 月 6 日から 42 年 6 月 1 日まで
③ 昭和 42 年 7 月 31 日から同年 9 月 1 日まで

昭和 40 年 11 月 1 日から 41 年 3 月 31 日まではB事業所に、41 年 5 月 1 日から 42 年 5 月 31 日まではC事業所に、また、同年 7 月 1 日から同年 8 月 31 日まではD事業所に、それぞれ、継続して勤務していた。

申立期間①、申立期間②及び申立期間③について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人と同様に昭和 40 年 11 月 10 日にB事業所における厚生年金保険の被保険者資格を喪失している同僚が、「申立人と一緒にB事業所を辞めたと思う。」と証言しており、申立人が同事業所に勤務していなかった可能性がうかがわれる。

申立期間②については、申立人がC事業所に一緒に入社したとする同僚4人のうちの1人(A氏)を記憶していた別の同僚が、「A氏と一緒に入社した数人の若い従業員が1か月くらいで辞めた記憶がある。」と証言しているところ、このうちA氏を除く申立人を含む同僚4人のうち3人は昭和 41 年 5 月 6 日に、また、残る1人は同年 5 月 11 日に同事業所における厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認でき、申立人が同資格を喪失していた可能性がうかがわれる。

申立期間③については、申立人の雇用保険の加入記録と申立人のD事業所における厚生年金保険の加入記録が一致している上、当時同事業所に勤務していた従業員から聴取しても、申立人が同事業所に勤務していたとする証言が得られない。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料が無く、申立人から聴取

しても、保険料控除の記憶が明確ではない。

さらに、社会保険事務所が保管するB事業所、C事業所及びD事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票の中に、申立人が各事業所における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した2週間後ないし1か月後に健康保険証を返納した記録が確認できる。

このほか、申立人の厚生年金保険料の控除を推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 3 月 30 日から 31 年 5 月 1 日まで
② 昭和 31 年 5 月 1 日から 34 年 1 月 21 日まで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金が支給されていることを知った。私は、脱退手当金を請求し、受け取った記憶が無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 10 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日である昭和 34 年 1 月 21 日の前後約 2 年以内に同資格を喪失し、厚生年金保険被保険者期間が 2 年以上ある 48 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、39 名について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち 33 名については厚生年金保険被保険者資格の喪失日の約 1 か月から 6 か月後に脱退手当金の支給決定がなされており、いずれも脱退手当金の請求手続の時期は退職後間もないころと推認されるとともに、当時の事務担当者は、「当時、退職するほとんどの女性の脱退手当金の請求手続は事業所が代行していた。」と証言していることなどを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、申立てに係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 4 か月後の昭和 34 年 5 月 15 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年4月から26年9月5日まで
② 昭和26年10月21日から27年2月まで
③ 昭和30年6月から34年4月30日まで
④ 昭和39年11月1日から同年12月1日まで
⑤ 昭和39年12月1日から42年8月1日まで
⑥ 昭和45年11月から51年3月31日まで
⑦ 昭和51年7月から52年1月1日まで
⑧ 昭和52年1月1日から53年10月31日まで

申立期間①及び申立期間②においてはA事業所又はB事業所に、申立期間③においてはC事業所に、申立期間④においてはD事業所に、申立期間⑤においてはD事業所又はE事業所に、申立期間⑥においてはF事業所に、申立期間⑦においてはG事業所に、申立期間⑧においてはH事業所に、それぞれ、勤務していた。

いずれの事業所についても給与明細書等はないが、厚生年金保険に加入していたはずなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び申立期間②については、社会保険事務所が保管するA事業所及びB事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の中に申立人の記録が無い上、申立期間を含め同期間の前後の期間において健康保険被保険者番号の欠番は無く、申立人の同僚から聴取しても、申立人が申立期間において給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる証言を得ることができない。

申立期間③については、C事業所は、昭和35年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時、適用事業所ではなかったことが確認できる上、同事業所は既に全喪しており、申立人が厚生年金保険に加入してい

た事実を確認することができない。

申立期間④、申立期間⑤、申立期間⑥及び申立期間⑦については、当時の事業主又は複数の申立人の同僚は、「申立人は、申立てのあった事業所の社員ではなく、下請けの仕事をしていたIさんのもとで働いていた。」と証言しており、申立人は申立期間について厚生年金保険に加入していなかった可能性がうかがわれる。

申立期間⑧については、H事業所は、所在地として申立てのあった地域には厚生年金保険の適用事業所として存在していない上、同事業所の事業主は国民年金に加入している記録が確認できることから、申立人についても厚生年金保険の加入手続は行っていなかったものと推認される。

また、申立人は、申立期間⑤から申立期間⑧までの期間については、国民年金に加入し、昭和39年12月、40年1月及び52年8月から同年12月までの期間を除き、国民年金保険料を納付していることが確認でき、厚生年金保険に加入していなかったものと推認される。

さらに、雇用保険の記録からも申立期間に係る加入記録は確認できない。

このほか、申立人の厚生年金保険料が控除されていたことを推認できる関連資料及び周辺事情は無い上、申立人から聴取しても保険料控除の記憶は明確ではない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年5月1日から同年11月1日まで
② 昭和25年1月1日から27年1月19日まで

申立期間について、脱退手当金を請求したこともなければ、受け取った記憶も無いので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の支給記録が記載されている上、申立てに係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、支給対象となる厚生年金保険の被保険者期間のすべてについて支給されているとともに、厚生年金保険被保険者資格の喪失日から6日後の昭和27年1月24日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年10月5日から25年2月2日まで
社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金を受給しているという説明を受けたが、脱退手当金を請求し、受け取った記憶が無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後10ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日である昭和25年2月2日の前後約3年以内に同資格を喪失し、厚生年金保険被保険者期間が2年以上ある46名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、26名について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち22名については厚生年金保険被保険者資格の喪失日の約1か月から6か月後に脱退手当金の支給決定がなされており、いずれも請求手続の時期は退職後間もないころと推認されることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、申立てに係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格の喪失日から1か月以内の昭和25年2月18日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。